

議案第 8 2 号

岩倉市行政財産使用料条例の一部改正について

岩倉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 1 2 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

岩倉市行政財産使用料条例（平成22年岩倉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市長(教育委員会が管理する行政財産に係るものについては、教育委員会。以下同じ。)」を「市長」に改める。

第6条第2号中「市長」を「市長又は教育委員会」に改める。

別表中	1平方メートル1年につき	岩倉市道路占用料条例(昭和51年岩倉市条例第19号)別表に定める額	を
-----	--------------	-----------------------------------	---

「岩倉市道路占用料条例（昭和51年岩倉市条例第19号）第3条の規定の例により算定した額」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第6条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。